

平成22年3月29日

教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第3回定例会記録

開会年月日 平成22年3月29日(月曜日)

午後 1時30分開会

午後 2時49分閉会

開催の場所 第1・第2議会委員会室

出席委員 5名

委員長 阿部盛男君

委員 鶴岡昭雄君
(委員長職務代行者)

委員 佐藤公美君

委員 津嶋ユウ君

教育長 綿引雄一君

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

教育部長 熊谷徹君

教育次長 今野慶正君

教育総務課長 吉田祐二君

学校教育課長 菅原義明君

学校管理課長 菅原正好君

参事兼
体育振興課長 佐藤久君

生涯学習課長兼
石巻中央
公民館長 武山賢君

歴史文化資料
展示施設整備
対策室長 小畑孝志君

河北事務所長兼
河北総
センター館長 高橋忠之君

雄勝事務所長 米谷富宏君

桃生事務所長 亀山和夫君

北上事務所長 大内耕一君

牡鹿事務所長 千葉忠志君

図書館長 千葉和江君

河南事務所長兼
補佐遊楽館
副館長 渋谷高雄君

書記

教育総務課長
補佐 飯塚千文君

教育総務課
主幹 岡浩君

教育総務課
主任主事 高橋健之君

付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市特定事業主行動計画について
- ・石巻地区4公民館（中央、渡波、稲井、蛇田）の試行休館日の中止について
- ・石巻市立牡鹿中学校開校記念式典について

報告事項

報告第5号 専決処分の報告について

- 専決第7号 平成21年度石巻市一般会計補正予算（第15号）（教育委員会の事務に係る部分）

審議事項

- 第13号議案 市費負担教職員の措置について
- 第14号議案 石巻市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則
- 第15号議案 石巻市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第16号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
- 第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令
- 第18号議案 石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
- 第19号議案 石巻市教育委員会セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令
- 第20号議案 ハラスメントの防止と解決のためのガイドラインについて
- 第21号議案 教育財産の用途廃止について（大原中学校）
- 第22号議案 教育財産の用途廃止について（寄磯中学校）
- 第23号議案 教育財産の用途廃止について（マンガアイランドセンターハウス等）

その他

午後 1時30分開会

委員長（阿部盛男君） ただいまから、平成22年第3回定例会を開会いたします。

会議録署名委員の指名

委員長（阿部盛男君） 今回の会議録の署名委員は津嶋委員にお願いいたします。よろしく
お願いいたします。

本日の案件は、一般事務報告が4件、それから報告事項が1件、審議事項が11件及びその他
となっております。

教育長報告

委員長（阿部盛男君） それでは、一般事務報告に入ります。

初めに教育長からご報告をお願いします。

教育長（綿引雄一君） それでは、私のほうから報告を申し上げます。

春休みになって、子どもたちが進級あるいは進学ということで、新学期に胸を膨らませて過
ごしていることかなと思っております。先般行われました卒業式あるいは閉校式に、委員さん
方にご出席していただきまして、大変ありがとうございました。

今回は、議会での質疑等について簡単にご報告いたします。

1つ目は、市立高校再編についてであります。

魅力ある高校づくりとしての方策にはどんなものがあるかという質問がありました。これに
ついては、コース及び類型性などにより、生徒が多様な進路希望や興味、関心に応じた科目を
選択することができるようにすることや、品格を重んじた教育を目指すことなどについて述べ
ました。

また、統合の女子高校についての強い思いをと問われましたので、これまでの歴史と伝統を
生かしながら、生徒一人一人の可能性を支援できるような教育課程の編成を、22年度に設置さ
れます統合準備委員会において検討していくことを話しました。そして、魅力ある女子高校と
してのあり方を全国にと言われたんですが、せめて県下に発信していきたいということについ
て話をいたしました。これらについては、教育委員会協議会でも議論をさせていただいた
ところだったので、それらのことについてお話をいたしました。

2つ目ですが、2月10日に発生した殺傷事件についてでございます。

教育委員会として、この犯罪の導線、あるいは真相部分の解明に努めるべきではないかという質問がありました。教育委員会としては、命を大切にし、思いやる心など豊かな心をはぐくむ教育の充実について一層努めることが大切であると話しました。なお、市長のマニフェストにもありますが、命を大切にするまちということがございますので、命を大切にする指導の系統をもう少しきちんとしていきたいものだと思っております。そのほか、視聴覚センターについての質問や校外学習での市有バスの利用、桃生文化交流会館の活用、エコ教材の活用、それから植林活動などについても質問が出されました。

今回は、教育問題についての質問は少ない議会だったかなと思っております。

以上、報告にかえさせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの教育長のご報告に対して何かご質問等ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

石巻市特定事業主行動計画について

委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

次に、石巻市特定事業主行動計画について、教育総務課長からお願いします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、石巻市特定事業主行動計画についてご報告申し上げます。

別冊3をごらん願いたいと思います。

本計画は、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、教育委員会も子どもたちの健やかな育成のための特定事業主行動計画の策定が義務づけられました。石巻市教育委員会も特定事業主として、職員が子育てと仕事の両立ができるような職場環境の実現を目指すため、平成17年度から平成21年度までの特定事業主行動計画前期計画を平成17年に策定いたしました。

平成22年度から平成26年度までの後期計画につきましては、市長、教育委員会、市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員及び農業委員会が共同で策定し、平成22年4月1日から施行しようとするものであります。

それぞれの項目の詳細につきましては、資料をごらんいただきまして、説明は省略をさせていただきますと存じます。

後期計画につきましては、前期計画との大きな変更点はございませんが、前期計画において

職員の子育て支援のための制度の充実に取り組んできましたが、現行制度が十分に活用されていないことから、後期計画では職員に子育て支援に関する制度の周知を図り、利用しやすい環境づくりに重点を置き、計画を推進していくこととしております。また、利用しやすい環境づくりのためには、管理職の役割が重要であることから、管理職は横断的で柔軟性に富んだ職場づくりと職員への細やかな目配りに心がけるとともに、男性職員の制度利用に配慮した職場環境づくりにも努めることを明示しております。

なお、計画を推進するためには、計画の実施状況を把握、点検できる体制を整えるとともに、その対策や計画の見直しに反映させる必要があることから、前年度の取り組み状況をホームページへの掲載等により公表することといたしました。

以上で一般事務報告を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問等ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

石巻地区4公民館（中央、渡波、稲井、蛇田）の試行休館日の中止について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

石巻地区4公民館（中央、渡波、稲井、蛇田）の試行休館日の中止について、中央公民館長から報告をお願いいたします。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長（武山 賢君） それでは、石巻地区4公民館（中央、渡波、稲井、蛇田）の試行休館日の中止についてご報告いたします。

表紙番号2の1ページをごらんください。

石巻地区4公民館では、平成12年4月から毎月第3月曜日を休館日とする試行を実施してまいりましたが、当初の目的を達成したことから、3月末をもって中止しようとするものであります。

試行休館日の実施の内容につきまして、石巻地区4公民館（中央、渡波、稲井、蛇田）の施設清掃及び設備機器の点検作業等を行うため、毎月第3月曜日を休館日とし、毎月土曜日に職員1人を配置して施設の有効活用を図ってまいりました。中央公民館は12年4月から、渡波・稲井・蛇田公民館は16年6月から実施しています。

実施の結果につきまして、施設管理業務の清掃や設備点検等については、休館日の月曜日に限定せず、閑散時期に実施しております。

表2をごらんいただきます。

職員を配置している土曜日における申請業務及び公金の取扱件数が減少傾向にあるということでございます。

以上のことから、中止による影響、効果等についてでございますけれども、1といたしまして、年末年始における休館日以外、施設の利用が可能になるため、利用の利便性が図られるとともに、市内の他の公民館と同じ条件となります。

土曜日及び休館日の主催事業につきましては、これまで同様に担当職員が出勤して業務に当たることにしています。

毎週土曜日に勤務しないことにより、警備委託料が微増いたします。

全体といたしましては、各種団体や市民の方の利便性が向上し、公民館施設の有効利用が図られると考えております。

以上で報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問等ございましたら、どうぞ。

委員（佐藤公美君） 実施結果2番目の土曜日における申請業務及び公金取扱件数が減るということで、土曜日に職員1人を配置していた分の業務というのは、どなたがするようになるのでしょうか。

委員長（阿部盛男君） 中央公民館長。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長（武山 賢君） ご説明申し上げます。

これまで土曜日、職員が受付あるいは公金の取り扱いをしておりましたが、利用される方々に月曜日から金曜日までの間にその手続をとっていただくよう、今後周知してまいります。

委員長（阿部盛男君） よろしいですか。そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

石巻市立牡鹿中学校開校記念式典について

委員長（阿部盛男君） それでは、次に移ります。

石巻市立牡鹿中学校開校記念式典について、牡鹿事務所長、お願いします。

牡鹿事務所長（千葉忠志君） 私から、石巻市立牡鹿中学校開校記念式の挙行について説明を申し上げます。

表紙番号2の2ページをお開き願います。

最初に、5の生徒数について訂正願います。合計の女ですが、これが54となっておりますけれども53名に訂正願います。

それでは、改めましてご説明申し上げます。

記念式典につきましては、実施期日が4月24日、土曜日、午後1時30分となっております。場所は牡鹿中学校体育館ということです。

実施内容は、石巻市立牡鹿中学校開校式、それから校旗並びに校歌披露式となっております。

次に、式次第になりますけれども、この中で特に3番の市民憲章の唱和ということを考えております。それから4番目の式辞は石巻市教育委員会の委員長ということにしております。それから8番目の感謝状並びに記念品の贈呈といたしまして、校歌の作詞者それから校歌作曲者、それから校章デザイン5名に感謝状並びに記念品の贈呈を行います。それから9番目の校旗披露、10番目の校歌披露の合唱、12番の校歌斉唱ということとしております。あと、閉式宣言というような流れで記念式典を挙げるということにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） 牡鹿中学校開校記念式典、ご質問ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） 1つお聞きします。記念式典についてですが、式次第の9番、校旗披露とあります。これは、この披露の前に校旗の授与というのはないものでしょうか。

市教委から校旗を当該学校長に授与する、そして掲揚して披露となるのが順序でないでしょうか。

牡鹿事務所長（千葉忠志君） 確かに、おっしゃるとおりだと思います。説明資料中の2の校旗披露で、立て掛け、広げて披露するというようにしておりますけれども、この前に授与するという流れにしたいと思います。

委員長（阿部盛男君） ほかの委員さん方、そういう方向でよろしいですか。

教育長（綿引雄一君） そうですね、閉校式の際は校旗返納でしたので、ここの9番、校旗授与並びに披露とし、委員長から校長に授与をして、校長が披露するという形をとればよろしいかと思います。

委員長（阿部盛男君） その他、関連でございませんでしょうか。

（発言する者なし）

報告第5号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） それでは、一般事務報告を以上で終わりにして、報告事項に入ります。

報告第5号 専決処分の報告について、専決第7号 平成21年度石巻市一般会計補正予算（第15号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。教育次長からお願いいたします。

教育次長（今野慶正君） それでは、報告第5号 専決処分の報告についての専決第7号 平成21年度石巻市一般会計補正予算（第15号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご報告申し上げます。

表紙番号1の1ページから4ページをごらん願います。

本報告につきましては、平成22年市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、3月2日付で異議のない旨、専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算である地域活性、きめ細かな臨時交付金にかかわる事業に要する経費を計上したほか、各種事務事業における執行残見込み額、歳入予算の確定などにより予算を整理するためのものであります。

その内容でございますが、別冊1の平成21年度石巻市一般会計補正予算（教育委員会の事務に係る部分）の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額から4,224万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,419万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容をご説明申し上げます。

32ページをごらん願います。

1項教育総務費、1目教育指導奨励費の2奨学資金費では2,094万円を減額いたしておりますが、奨学資金貸与者が当初要求時の見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、34ページ、2項小学校費、1目学校管理費の6、小学校施設維持整備費（緊急経済対策分）に3,700万円を計上しておりますが、これは国の経済対策によるきめ細やかな臨時交付金を活用し、釜小学校の屋上防水工事、大原小学校屋内運動場の屋根修繕、鹿又小学校のプール浄化装置改修工事を実施するための経費を措置したものであります。なお、このきめ細やかな臨時交付金を活用し、中学校施設維持整備費では雄勝中学校の下水道接続のための経費も措置しております。

次に、2目教育振興費の2、小学校教育振興援助費で200万円を減額しておりますが、これは給付対象見込みの整理によるものでございます。

次に、38ページ、3項中学校費、3目学校建設費の1、鮎川中学校大規模改造事業費で143万1,000円を減額しておりますが、平成22年度からの工事のための実施設計業務が終了したため、その委託費を減額するものであります。

次に、42ページ、5項幼稚園費、1目幼稚園費の2、私立幼稚園就園奨励費では605万3,000円を減額しておりますが、給付対象者が確定したことによるものでございます。

次に、44ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費の1、視聴覚教材センター運営費で753万6,000円を減額しておりますが、これは、広域行政事務組合で運営しております視聴覚教材センターの廃止に伴い設備充実のための基金財源を運営費に振りかえたため、負担金が減額されたものであります。

次に、46ページ、12目河北総合センター費の2、総合センター管理費（緊急経済対策分）に5,260万円を計上しておりますが、これは、太陽光発電設備が設置されるアリーナ上部以外の屋上防水工事を実施するための経費を、きめ細やかな臨時交付金を活用し措置したものであります。

次に、48ページ、7項保健体育費、2目体育施設費の3、野球場管理費（緊急経済対策分）及び4目体育館費の3、体育館管理費（緊急経済対策分）につきましても、きめ細やかな臨時交付金を活用し、水押の石巻野球場及び桃生スポーツ施設内にある野球場のバックネット等を補修するための経費、総合体育館のアリーナ床等を改修するための経費を措置しております。

次に、50ページから55ページにつきましては、繰越明許費の補正でありまして、平成21年度国の補正予算による各種交付金事業であり、スケジュール上年度内に完成しないため繰り越しを要する事業であります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

12款分担金及び負担金で35万5,000円の増額。

6ページから8ページ、13款使用料及び手数料で合わせて868万3,000円を減額しておりますが、これらはいずれも収入見込み額の見直しによるものであります。

次に、10ページから16ページ、14款国庫支出金で合わせて3億5,712万8,000円を計上し、18ページから20ページ、15款県支出金で合わせて107万2,000円を減額しておりますが、いずれも各種事務事業の確定や補助内示等に伴い、地域活性化の各種交付金などを措置したものであります。

次に、22ページ、16款財産収入で109万8,000円を減額しておりますが、教職員共同住宅の入居者減に伴う収入見込み額の見直しによるものであります。

次に、24ページ、17款寄附金で14万9,000円を計上しておりますが、毛利コレクション等収蔵展示施設建設費寄附金として申し出がありました寄附金を措置したものであります。

次に、26ページから28ページ、20款諸収入で合わせて2,350万1,000円を減額しておりますが、これは奨学資金貸付金元金収入、給食費徴収金など各種諸収入の確定見込み等によるものでございます。

次に、30ページ、21款市債3億1,370万円を減額しておりますが、これは各事業の契約額や補助額の確定等に伴うものでございます。

以上で報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。ごいませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） 1つお聞きします。

23ページです、財産収入のところ。教育総務収入のところ、教職員共同住宅貸付収入とありますが、1カ月の賃貸料幾らになっているんでしょうか。学校教育課長お願いします。

学校教育課長（菅原義明君） お答え申し上げます。

旧町分の特に僻地部分、例えば旧雄勝町、それから旧牡鹿町、旧桃生町等の遠隔地に教員住宅を旧町時代から整備して、それを貸与しているものでございますが、施設の状況それから老朽に伴うもので、若干差異はございますが、大体高いところで一月1万円、1万1,000円程度、安いところでは7,000円程度かというふうに把握しております。

委員長（阿部盛男君） わかりました。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

第13号議案 市費負担教職員の措置について

委員長（阿部盛男君） それでは、報告事項を以上で終わりにして、審議事項に入ります。

第13号議案ですが、市費負担教職員の措置についてを議題といたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

第13号議案 市費負担教職員の措置について、人事案件ですので秘密会で審議することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、第13号議案 市費負担教職員の措置については秘密会で審議することといたします。

つきましては、委員及び関係説明員以外の方は暫時席を外していただきます。

（秘密会開催）

委員長（阿部盛男君） それでは、再開いたします。

第14号議案 石巻市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則

委員長（阿部盛男君） 第14号議案 石巻市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則を議題といたします。教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） ただいま提案されました第14号議案 石巻市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則についてご説明申し上げます。

現在、教育委員会所管各施設の使用許可申請書等について、申請者の押印を必要とするもの、しないものがあり、不統一であることから、市全体での各種申請手続に関する押印のあり方についての見直しが行われるまでの間、教育委員会所管施設に係る申請書等への押印を省略できるものとし、表記規則を制定することとしたものであります。

また、使用料に関する減免及び還付に係る申請について市長の権限となっており、市規則に基づくため、石巻市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則を制定することとしております。

それでは、条文についてご説明いたしますので、表紙番号1の6ページをごらん願います。

第1条は、本規則制定の趣旨について規定しておりますが、教育委員会規則で定める様式における押印の取扱いの特例については、この規則の定めるところによる旨を規定しております。

第2条は、押印の省略について規定しておりますが、別表に規定している規則に基づく各申請様式について、当該様式の改正が行われるまでの間、当該様式の規定にかかわらず、押印しないで当該申請の手続をすることができることとするものです。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第14号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） 異議がございませんので、第14号議案については原案のとおり可決いたします。

第15号議案 石巻市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

委員長（阿部盛男君） 次、第15号議案 石巻市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。中央公民館長から説明をお願いします。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長（武山 賢君） ただいま提案されました第15号議案 石巻市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

表紙番号1の7ページと表紙番号3の1ページをごらんください。

本件につきましては、施行規則第2条別表で定められている公民館の年末年始の休館日が12月28日から1月4日までの間で、各公民館によって異なっており、利用者への公正、平等の確保の観点から公民館長会議において休日の統一について協議をした結果、利用拡大にもつながることから、公民館の年末年始の休館日を12月29日から1月3日までに統一することとし、施行規則の一部を改正いたすものであります。

以下、改正する条文につきましてご説明申し上げます。

別表中、「12月28日から翌年の1月4日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に、「12月29日から翌年の1月4日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改めるものです。

次に、附則であります。施行期日を平成22年4月1日とするものであります。

以上、その概要をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第15号議案については原案のとおり決すること

にしてよろしいですか。

(「はい」との声あり)

委員長(阿部盛男君) 異議がございませんので第15号議案については原案のとおり可決いたします。

第16号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令

委員長(阿部盛男君) 第16号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則と、第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令は関連がありますので一括で審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長(阿部盛男君) それでは、第16号議案と第17号議案を一括議題といたします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長(吉田祐二君) それでは、ただいま一括提案されました第16号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則、及び第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

まず初めに、第16号議案 石巻市教育委員会組織等に関する規則及び石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則につきましては、平成22年4月1日付、組織機構改革等に伴い、関係する規則2件についてまとめて一部改正を行うものでございます。

平成22年4月1日付、組織機構改革の内容につきましては、教育部長が廃止されること、教育次長が事務局長に名称変更されることとなります。

それでは、2件の規則改正につきまして順番にご説明申し上げます。

石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正について説明いたしますので、表紙番号1の8ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表、2ページをごらん願います。

平成22年4月1日付組織機構改革に伴い、関係規定を整理するもの、新たな教育機関の設置として視聴覚センターを追加するもの、新たな業務の追加として生涯学習課の業務に放送大学再視聴施設に関するものを追加するもの、昨年6月に既に廃止しております中央公民館山下分

館について、本規則から削除されていなかったことから、今回、公民館の名称及び位置から中央公民館山下分館を削除するものでございます。

次に、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について説明いたしますので、8ページ、あわせて新旧対照表4ページをごらん願います。

平成22年4月1日付組織機構改革に伴い、関係規程を整理するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、第17号議案 石巻市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令につきまして、第16号議案同様、平成22年4月1日付組織機構改革等に伴い、関係する規程5件及び要綱1件、あわせて6件の訓令についてまとめて一部改正を行うものでございます。6件の訓令につきまして、順番にご説明申し上げます。

石巻市教育委員会決裁規程の一部改正について説明いたしますので、表紙番号1の10ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表5ページをごらん願います。

平成22年4月1日付組織機構改革に伴い、関係規程を整理するもの、新たに視聴覚センターを設置することに伴い、視聴覚センター所長の専決事項を新たに追加するものです。

次に、石巻市教育委員会文書取扱規程の一部改正について説明いたしますので13ページ、あわせて新旧対照表7ページをごらん願います。

平成22年4月1日付組織機構改革に伴い、様式の押印欄を整理するものです。

次に、石巻市教育委員会公印規程の一部改正について説明いたしますので13ページ、あわせて新旧対照表10ページをごらん願います。

平成22年4月1日付組織機構改革に伴い、様式の押印欄を整理するものです。

次に、石巻市教育委員会内組織の相互援助に関する規程の一部改正について説明いたしますので13ページ、あわせて新旧対照表14ページをごらん願います。

平成22年4月1日付組織機構改革に伴い関係規程を整理するものです。

次に、石巻市教育委員会職員の私有車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について説明いたしますので14ページ、あわせて新旧対照表15ページをごらん願います。

平成22年4月1日付組織機構改革に伴い、関係規程を整理するものです。

次に、石巻市教育委員会苦情申立審査委員会の組織及び運営に関する要綱の一部改正について説明いたしますので14ページ、あわせて新旧対照表16ページをごらん願います。

平成22年4月1日付組織機構改革に伴い、関係規程を整理するものです。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第16号議案、第17号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） 異議がありませんので、第16号議案及び第17号議案は原案のとおり可決いたします。

第18号議案 石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

委員長（阿部盛男君） 次に、第18号議案 石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を議題といたします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、ただいま上程されました第18号議案 石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

表紙番号1の15ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表17ページをごらん願います。

一般事務報告でご説明がありましたとおり、石巻地区4公民館の試行休館日を中止することに伴いまして、毎週土曜日に職員を配置する必要がなくなったことから公民館に勤務する職員の項を削除し、公民館職員の勤務時間を、石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程第2条に規定している月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から午後5時までとするものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第18号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長(阿部盛男君) 異議がございませんので、第18号議案は原案のとおり可決いたします。

第19号議案 石巻市教育委員会セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令

委員長(阿部盛男君) 第19号議案 石巻市教育委員会セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。引き続き、教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長(吉田祐二君) それでは、ただいま上程されました第19号議案 石巻市教育委員会職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

表紙番号1の16ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表18ページをごらん願います。

今回の改正は、一昨年(平成27年)の第2回市議会定例会において指摘され問題化した職員のパワー・ハラスメントに対応するため、石巻市では石巻市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正を行う予定であります。これを受けまして、教育委員会におきましても、現行の石巻市教育委員会職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正を行い、パワー・ハラスメントに対する対策を講ずるものであります。主な改正内容としては、石巻市教育委員会職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を、石巻市教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する要綱と題名を改正いたしました。

次に、セクシュアル・ハラスメントに限定していたハラスメントの概念を、パワー・ハラスメントを含めたものとし、所属長の責務とその対策を規定いたしました。

次に、苦情や相談への対処や防止対策を検討するため、相談員、相談顧問及びハラスメント防止対策委員会を設置いたしました。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質疑ございましたら、どうぞ。津嶋委員、どうぞ。

委員(津嶋ユウ君) 要綱の改正と現行の書いてある20ページの第8条2項のところに「産業医及び保健師」とある、その産業医ということについて、説明していただけたらと思います。

委員長（阿部盛男君） 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） お答えいたします。

産業医については、それぞれ石巻市と教育委員会でそれぞれ指定してございますけれども、いろいろな健康問題、例えば職員の精神的な部分も含めまして、そういったいろいろご助言をいただく医師会の先生方を産業医として指定しておりますもので、その方を今回相談顧問という形で新たに指定をしていくものでございます。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。産業医そのものの意味が、私もお聞きしようと思っていました、産業医というのは単純にミスプリントじゃないのかななんて思って。どうぞ。

教育次長（今野慶正君） 労働基準法の中に、ある団体、人数がありますけれども、その人数によって、従業員の安全等のために産業医を指定しなければならないという法律的な項目がございます、石巻市あるいは教育委員会も団体として産業医を市内の医師の方々を対象に設定していると。そこで、例えば建物の労働安全の面のアドバイスを受けたり、あるいは職員の一般的な健康診断、その場合のアドバイスを受けたり、あるいは心の問題等、精神的な問題等についても、直接民間の医師の方に相談に行く前に産業医の先生のほうに行ってアドバイスを受けるといような、そういう制度が法律的にありますので、それに基づいて設定される先生方です。

委員長（阿部盛男君） 呼称を産業医というんですね。

教育次長（今野慶正君） そうですね。

委員（津嶋ユウ君） 人数は決まっているんですか。

教育次長（今野慶正君） 1人です。

教育長（綿引雄一君） なお、事例としてお知らせしておきたいと思いますが、今、次長が話したとおりであります、例えば県費負担教職員でも今在校時間調べ、つまり正規の勤務時間以外にも勤務している時間等の調べをやっておりますが、その中で、ある一定の時間数以上在校している職員で、産業医等のカウンセリングあるいは診断を受けたいという方については、産業医にいろいろ相談をして受診をするようにしております。

委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） この石巻市教育委員会の職員という中には、各学校の教職員も含むというふうにとってよろしいのですか。

委員長（阿部盛男君） 教職員すべてを網羅しているのかと、総称して言っているのでは

うか。

教育次長（今野慶正君） 職員は、事務局の職員、あとそれから学校としては市の負担の職員ですので市立高等学校の職員と、教員も市立高等学校は石巻市で採用していますので、含みます。小・中学校の県費負担の教職員については、県の規則等で対応ということになります。

委員（津嶋ユウ君） もう一件質問があるんですが、第20号議案になってからでもいいんですが、あわせて3冊見ましたとき、別冊2のガイドラインのほうには、2ページとか3ページ、2ページの図の中にもあるんですが専門相談員という方が入っているわけです。専門相談員というところに産業医という説明がありました。それから、それとは別に相談顧問、アドバイザー、ここにも産業医というふうにあります、ここを見ると産業医の方が二通りあるんだなと思ったんですが、その前の要綱、今ご説明いただいた要綱のほうのいろいろな相談員の定義づけのところには専門相談員という用語が出てこなかったものですから、それは必要ないのかなと。苦情相談員というのもありましたし、相談顧問というのも要綱の中には出てきたんですが、それはずっと読んでいってから、このガイドラインを見たらガイドラインのほうには専門相談員という別枠もあったんです。ですから、その説明もどこかに入れる必要はないのかなと。同じ人ではないんですよね、そこら辺のところも伺いたいと思います。

委員長（阿部盛男君） 教育次長お願いします。

教育次長（今野慶正君） 専門、顧問のアドバイザーに産業医とありますけれども、これは前の専門相談員の産業医の先生と同じです。同じ人が、相談顧問アドバイザーとなります。

それで、産業医の先生だけでは大変だということで市の保健師の中からアドバイザーということで、相談できるような方々を指名しておこうというので、ここに相談顧問アドバイザーというくくりの中で相談するようとしております。

委員長（阿部盛男君） 第19号議案についてご質問ございませんか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第19号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） 異議がありませんので、第19号議案は原案のとおり可決いたします。

第20号議案 ハラスメントの防止と解決のためのガイドラインについて

委員長（阿部盛男君） 次へまいります。

第20号議案 ハラスメントの防止と解決のためのガイドラインについてを議題といたします。
教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長（吉田祐二君） ただいま上程されました第20号議案 ハラスメントの防止と解決のためのガイドラインについてご説明申し上げますので、表紙番号1の18ページ、あわせて別冊2をごらん願います。

石巻市では、石巻市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正に伴い、ハラスメントの防止と解決のためのガイドラインについてを策定する予定となっております。これを受けまして、教育委員会におきましても、石巻市と同様のガイドラインを策定することといたしました。

まず初めに、第1、ガイドラインの目的であります。第19号議案で可決されました一部改正後の石巻市教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、職員に対し、ハラスメントに関する相談及び問題解決の手続についてのガイドラインを示し、広くこれらの手続について周知することを目的としております。また、ハラスメントの防止に努めるとともに、発生したハラスメントに対し最善の問題解決が図られるよう努めることとしております。

次に、第2、ガイドラインの適用範囲であります。石巻市職員定数条例第2条第7号及び第8号に規定する職員に適用しております。これは、先ほど教育次長のほうからご説明した範囲の職員でございます。

次に、第3、相談の手続きであります。ハラスメントの相談に対応するため、相談者は利用しやすい相談窓口を選ぶことができ、直接面談によるほか、電話等相談者の立場に立ってじっくり話を聞きながら、今後の処理の方針や解決方法自分自身で意思決定をするために相談に応じることをしております。

次に、第5、相談者（申出人）保護のための措置であります。申し出や相談を行ったことにより相手方の報復行為や第三者の差別的な取り扱い、嫌がらせなどの行為を禁止し、違反した者については厳正に対処することとしております。

次に、第6、防止対策委員会の設置についてであります。委員会はハラスメントの防止に関することやハラスメントが発生した場合の対策に関することなどを検討することとしております。

次に、第7、ガイドライン等の見直しであります。必要に応じ見直すこととしております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたら、どうぞ。

教育長。

教育長（綿引雄一君） 先ほどの要綱との関連ですけれども、要綱19ページ、苦情相談員、第6条とこのガイドラインの3ページ、第3の担当窓口を整合していきますと、そうすると専門相談員とうのもやっぱり要綱からいくと苦情相談員で、苦情相談員の中の（専門相談員）というか、あるいは（産業医）というようにすれば整合性はとれるんです。

委員長（阿部盛男君） 教育次長どうぞ。

教育次長（今野慶正君） 担当窓口の専門相談員ということなんですけれども、ハラスメント防止等に関する要綱の第6条の苦情相談員、ここの2、「相談員は次の各号に掲げる職員をもって当てる」の中に、（5）教育長が特に指定する職員というような条項に合わせて、専門相談員として産業医の先生をお願いするというような格好で、この相談窓口のフローの中で、専門相談員というような格好で載せているという内容でございます。

委員長（阿部盛男君） そうしますと、津嶋委員、先ほどご質問あったところ、ご理解いただけましたか。

教育長、どうぞ。

教育長（綿引雄一君） そうではあります、先ほど津嶋委員が整合性をとるということからすれば、やはりこのフロー図の相談者は相談員のいずれに相談してもいいわけです。ですから、一番右側もやはり相談員となって、要綱によれば苦情相談員となりますから、相談員の中で、あとは（専門相談員）とかというように書いたら整合性がとれていくのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

委員長（阿部盛男君） 教育総務課長。

教育総務課長（吉田祐二君） では、その辺、改めましてこの要綱と、フローをもう一度見比べまして整理させていただきたいと思えます。

委員長（阿部盛男君） 津嶋委員、よろしいでしょうか。鶴岡委員どうぞ。

委員（鶴岡昭雄君） 今、お話ありましたけれども、先ほど来出ています、やっぱり窓口というのが全部相談員なので、そこで専門という言葉が出てくるのでちょっとどうなのという部分だと思うのです。ですから、相談員（何々）、相談員（何々）とずっといっている、こちら相談員（産業医）と、教育長がおっしゃったように、そういうふうにもうここで決めてしまってもよろしいのかなというふうに思うんですけれども。

教育総務課長（吉田祐二君） おっしゃるように、ここですべて職員組合でありますとか、教育関係、全部そのまま載ってございますので、その辺に倣った形で修正のほうをさせていた

だきたいと思います。

修正案としましては、2ページフロー図中、専門相談員から専門の文字を削り相談員に、佐藤仁人産業医を産業医と改め、3ページガイドライン本文中第3相談手続きの表中につきましても専門相談員から専門の文字を削り相談員とする修正案を提出させていただきます。

委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第20号議案については修正案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、異議がありませんので第20号議案は修正案のとおり可決いたします。

第21号議案 教育財産の用途廃止について（大原中学校）

第22号議案 教育財産の用途廃止について（寄磯中学校）

委員長（阿部盛男君） 第21号議案 教育財産の用途廃止について（大原中学校）と第22号議案 教育財産の用途廃止について（寄磯中学校）は、関連がありますので一括で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、第21号議案と第22号議案を一括議題といたします。これは学校管理課長から説明お願いいたします。

学校管理課長（菅原正好君） ただいま上程されました第21号、大原中学校に係ります教育財産の用途廃止及び第22号議案、寄磯中学校に係る教育財産の用途廃止についてご説明申し上げますので、表紙番号1の19ページから22ページをごらん願います。

本案は、大原中学校及び寄磯中学校が牡鹿地区中学校施設の統合に伴い閉校されることにより、本年3月31日でその用途を廃止しようとするものでございます。

なお、閉校後の対応につきましては、大原中学校につきましては建物の処分に期間の制限が設定されておりますことから、平成25年度まで現状の建物を維持する予定としておりますが、寄磯中学校につきましては、校舎の耐震性が低いことから、平成22年度中に解体する予定といたします。

また、寄磯中学校と寄磯小学校は同一住所地に設置されており、これまでも校庭と屋内体育

館は共同使用しておりますので、中学校校舎跡地及び屋内運動場は寄磯小学校に用途を変更しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第21号議案及び第22号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、異議がありませんので第21号議案及び第22号議案については原案のとおり可決いたします。

第23号議案 教育財産の用途廃止について（マンガアイランドセンターハウス等）

委員長（阿部盛男君） 次に、第23号議案 教育財産の用途廃止について（マンガアイランドセンターハウス等）を議題といたします。

これは、生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長（武山 賢君） ただいま提案されました第23号議案 教育財産の用途廃止についてご説明申し上げます。

表紙番号1の23ページから25ページをごらんください。

田代島にあります石巻市マンガアイランドは、平成20年度で廃止した田代島自然教育センターと一体で管理運営してまいりましたが、同施設を田代島の観光拠点と位置づけ、産業部による管理運営とすることにより機能の充実を図るため、教育財産の用途を廃止し市長部局へ移管するものであります。

施設の内容は、敷地面積が2万1,461.98平米、建物が6棟で延べ床面積436.25平米であります。

廃止する期日は平成22年3月31日としています。

以上、その概要をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、第23号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） 異議がございませんので、第23号議案は原案のとおり可決いたします。

その他

委員長（阿部盛男君） 以上で審議事項を終わりにして、その他に入ります。

初めに、委員さん方から何かありましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

それでは、各課の課長さん、事務所の所長さん方からありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、次回の定例会の日程について、事務局からお願いいたします。

書記（飯塚千文君） 次回、4月の定例会につきましては4月28日、水曜日、午後1時半からこの場所、第1・第2議会委員会室でございますけれども、ここか隣の第3・第4議会委員会室、どちらかで開催いたしますのでよろしく申し上げます。

委員長（阿部盛男君） では、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。どうも御苦労さまでした。

午後 2時49分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男
署名委員 津 嶋 ユ ウ